

中国地方整備局事業評価監視委員会名簿

(平成16年10月18日現在、敬称略、順不同)

氏名	所属	専門分野等(専攻)
【委員長】 とちもと いさお 櫛本 功	広島大学名誉教授	経済政策, 地域経済
【副委員長】 みちうえ まさのり 道上 正規	鳥取大学学長	水工学, 防災工学
いのうえ のりゆき 井上 矩之	福山大学工学部教授	交通工学・土木計画学
うえだ しげる 上田 茂	鳥取大学工学部教授	海洋構造工学, 港湾工学
うちだ かずこ 内田 和子	岡山大学文学部教授	地理学
すぎもと くにたろう 杉元 邦太郎	広島文教女子大学人間科学部教授	地域開発論, 地域計画
ちば きょうぞう 千葉 喬三	岡山大学副学長	地域生態管理学
ほりうち ひでお 堀内 日出夫	中国経済連合会専務理事	地域経済
むらた ひでかず 村田 秀一	山口大学工学部教授	基礎・土質工学
わかつき としじ 若槻 俊二	(株)エブリプラン総括顧問	地域経済

中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領

1. 目的

本運営要領は、中国地方整備局事業評価監視委員会規則（平成13年7月26日付け）（以下、「委員会規則」という。）第5条に基づき、中国地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 会議の開催

会議の開催は、中国地方整備局長の要請により委員長が召集する。

(2) 会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(3) 外部からの意見聴取

委員会は、必要に応じて外部から意見を聴くことができる。

意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

(4) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(5) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容を別記に定める様式に従って、その要旨（以下「議事録」という。）を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(6) 意見具申

委員長は、審議の結果をとりまとめ、必要があると判断した場合は、中国地方整備局長に対して意見具申を行う。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議は、委員相互の率直な意見の交換及び意思決定の中立性の確保を図るため非公開とするが、会議運営の透明性を確保するため、会議の議事録を公表する。

(2) 会議に提出した資料等の公表

議事録の公表に合わせ、会議に提出した資料等についても公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(3) 公表の時期

議事録の公表、会議に提出した資料等の公表は、会議終了後速やかに行う。

(4) 公表に係る事務

公表に係る事務については、事務局が行う。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成13年7月27日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「中国地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成10年9月22日、平成11年12月21日（一部改正））」及び「運輸省第三港湾建設局港湾・海岸・空港関係事業評価検討委員会運営要領（平成10年8月1日）」及び「運輸省第四港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会運営要領（平成10年8月5日）」は廃止する。

中国地方整備局事業評価監視委員会運営要領（案）

1. 目的

本運営要領は、中国地方整備局事業評価監視委員会規則（平成13年7月26日付け）（以下、「委員会規則」という。）第5条に基づき、中国地方整備局事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 会議の開催

会議の開催は、中国地方整備局長の要請により委員長が召集する。

(2) 会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(3) 外部からの意見聴取

委員会は、必要に応じて外部から意見を聴くことができる。

意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

(4) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(5) 会議の記録

事務局は、会議の議事要旨を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(6) 意見具申

委員長は、審議の結果をとりまとめ、必要があると判断した場合は、中国地方整備局長に対して意見具申を行う。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

(2) 会議に提出した資料等の公表

会議に提出した資料及び議事要旨について公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(3) 公表の時期

~~議事録の公表、~~会議に提出した資料及び議事要旨の公表は、会議終了後速やかに行う。

(4) 公表に係る事務

公表に係る事務については、事務局が行う。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成13年7月27日から施行する。

2 本運営要領の施行に伴い、「中国地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成10年9月22日、平成11年12月21日（一部改正））」及び「運輸省第三港湾建設局港湾・海岸・空港関係事業評価検討委員会運営要領（平成10年8月1日）」及び「運輸省第四港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会運営要領（平成10年8月5日）」は廃止する。

附 則

改正後の運営要領は、平成16年10月18日から施行する。

平成16年度 中国地方整備局事業評価監視委員会 審議予定表（実施案）

	第1回(再評価対象事業のみ)10月18日開催	第2回(事後評価対象事業のみ)12月1日開催予定
河 川	吉井川直轄河川改修事業(乙子地区)	芦田川特定構造物改築事業(早田堰)
小計	1件	1件
道 路	一般国道180号岡山西バイパス	一般国道2号小郡道路
	一般国道185号休山改良	一般国道53号河原道路
	一般国道191号下関北バイパス	
小計	3件	2件
港 湾	岩国港 室の木地区 多目的国際ターミナル	
小計	1件	
官 繕		官庁官繕 久世税務署
小計		1件
合計	5件	4件

平成16年度 第1回中国地方整備局事業評価監視委員会 審議一覧表（再評価）

No.	事業種別	事業名	事業概要	経緯	該当要件	対応方針（案）	備考
1	道路	一般国道180号 岡山西バイパス	一般国道180号は、岡山市を起点として、松江市へ至る延長約170kmの主要幹線道路である。 岡山西バイパスは、岡山市内の交通混雑の緩和、及び交通安全の確保を目的とした延長5.6kmの道路である。また、地域高規格道路「岡山環状道路」の一部を構成するものである。	昭和54年度 事業着手 平成13年3月 都市計画変更	都市計画 変更後 5年経過	事業継続	
2	道路	一般国道185号 休山改良	一般国道185号は、広島県呉市から、広島県三原市に至る延長約70kmの主要幹線道路である。 休山改良は呉市内の交通渋滞の緩和、及び交通安全の確保を目的とした延長2.6kmの道路である。	昭和61年度 事業着手	再評価後 5年経過	事業継続	
3	道路	一般国道191号 下関北バイパス	一般国道191号は、山口県下関市を起点とし、山口県の山陰側沿岸部の諸都市を連絡し、広島市に至る延長約270kmの主要幹線道路である。 下関北バイパスは下関市武久地区及び山の田地区における交通混雑の緩和、及び交通安全の確保を目的とした延長6.8kmの道路である。	平成2年度 事業着手	再評価後 5年経過	事業継続	
4	港湾	岩国港室の木地区 多目的国際ターミナル	岩国港においては、新港ふ頭をコンテナ専用ふ頭に位置付け、その他の貨物を室の木地区に集約する計画であるが、室の木地区の既存施設では、岸壁水深及び背後スペースの不足が物流効率化の制約になっている。 本プロジェクトの実施により、岩国港の背後立地企業の物流効率化が図られ、産業の国際競争力の向上に寄与することができ、ひいては地域産業の安定・発展に貢献するものである。	平成元年度 事業着手	再評価後 5年経過	事業継続	
5	河川	吉井川直轄河川改修事業 (乙子地区)	吉井川の乙子地区は、2k100～3k400付近左岸に位置しており、左支川永江川が合流する。乙子地区の堤防は、高さも低く堤防断面も不十分なことから洪水時には溢水・破堤氾濫を生じる恐れがあり、現況流下能力も低い。 また、永江川の排水や塩水の遡上防止、吉井川の背水による氾濫防止の役目をする旧永江川樋門は老朽化しており、また幅・高さとも不足している、吉井川の背水による氾濫の防止・排水機能が不十分な状況にある。 このため、築堤・護岸を施工して流下能力の向上を図るとともに、旧永江川樋門の改築により満潮・洪水時の吉井川背水氾濫防止と永江川流域からの流出水の排水機能の増大を図る。	平成7年度 事業着手	採択後10 年継続	事業継続	

平成16年度第1回中国地方整備局事業評価監視委員会 対象事業位置図

資料5

